

「指定訪問看護」重要事項説明書

2024年4月1日現在
株式会社クレピオ
訪問看護ステーションくりのき

あなたに対する訪問看護サービスの提供開始にあたり、契約を締結する前に事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次のとおり説明させていただきます。

1. 事業者概要

事業者名称	株式会社 クレピオ
所在地	岐阜市須賀4丁目8番3-1号
代表者	代表取締役 栗本 美佳
電話番号	058-277-1229

2. 事業所概要及び事業所番号

事業所名称	訪問看護ステーション くりのき
所在地	羽島郡岐南町上印食3丁目147 サンライズ生島101号
管理者	栗本 美佳
電話番号	058-201-1928
介護保険事業所番号	2160690133

3. 事業の目的と運営方針

事業の目的：

要介護状態、要支援状態と認定されたご利用者に対して、看護のサービスを提供し、居宅においてご利用者が有する能力に応じた、可能な限り自立した生活を確保することができるように支援することを目的とします。

運営方針：

- 訪問看護の実施にあたっては24時間体制でご利用者の心身の特性を踏まえて、日常生活動作の維持、向上を図るとともにご利用者の生活の質が高められるような在宅療養生活の充実に向けて支援します。
- 事業の実施にあたっては、地域の保険・医療・福祉サービスとの綿密な連携に努め、総合的な支援を心がけます。

4. 職員体制

管理者（訪問看護師兼務）	1名
常勤看護師	3名
非常勤看護師	5名
常勤理学療法士等	2名
非常勤理学療法士等	5名
非常勤看護補助者	2名
事務員	2名

（2024年4月1日 現在）

5. 営業日及び実施地域

実施地域	岐阜市、羽島郡、各務原市
営業日	月曜日～金曜日（土曜・日曜・祝祭日・年末年始を除く）
営業時間	午前9時～午後5時

※上記地域以外・営業時間以外でもご希望の方はご相談ください。

※緊急時訪問看護加算契約ご利用者に対しては、24時間体制にて電話でのご相談及び緊急時訪問をします。

6. 提供するサービス

- ・サービス提供にあたっては、要介護状態及び要支援状態の軽減もしくは悪化の防止、要介護状態となることの予防になるよう、適切にサービスを提供します。
- ・サービスの提供は、懇切丁寧に行い、わかりやすいように説明します。なお、ご不明な点につきましては、担当職員にご遠慮なく質問してください。
- ・サービス提供にあたっては、(介護予防)訪問看護計画書に基づき、ご利用者の機能回復を図るよう適切に実施いたします。
- ・提供した訪問看護に関しては、ご利用者の健康手帳の医療の記録に必要な事項を記載します。
- ・訪問看護の提供開始に際しては、主治医の文書による指示に従います。
- ・当事業所は主治医に対し、(介護予防)訪問看護計画書及び(介護予防)訪問看護報告書を提出します。
- ・訪問看護の一環としてのリハビリテーションを中心としたものである場合に看護職員の代わりに理学療法士等が行うことがあります。
 - 1) 健康状態の観察(血圧・体温・呼吸の測定、病状の観察)
 - 2) 日常生活の看護(清潔・排泄・食事など)
 - 3) 在宅リハビリテーション看護(寝たきりの予防・手足の運動など)
 - 4) 療養生活や介護方法の指導
 - 5) 認知症の介護・お世話と悪化防止の相談
 - 6) カテーテル類の管理・褥瘡の処置など医師の指示に基づいての看護
 - 7) 生活用具や在宅サービス利用についての相談
 - 8) 終末期の看護
 - 9) 医師・薬剤師、各連携機関との連絡調整や報告

7. 費用

1) 介護保険給付対象サービス

介護保険の適用がある場合は、介護保険負担割合により算定します。

2) 介護保険給付対象外サービス(医療保険)

健康保険、国民健康保険、後期高齢者医療保険の加入保険の負担割合により算定します。

※介護保険から医療保険への適用保険変更

介護保険の要介護・要支援認定を受けた方でも次の場合は自動的に適用保険が介護保険から医療保険へ変更になります。

- ① 厚生労働大臣が定める疾病等の場合
- ② 病状の悪化により悪性腫瘍の終末期になった場合
- ③ 主治医より特別訪問看護指示書が交付された場合

3) 交通費

当事業所ではいたっておりません。

8. 利用料等のお支払いについて

ご利用者負担料金等は月ごとに計算し、お支払いいただきます。料金のお支払いは基本的には金融機関からの自動引き落としとさせていただきます。ひと月の合計金額の請求書を翌月中旬にお渡しし、翌月28日の引き落としとなります。(28日が土曜・日曜・祝祭日の場合は翌営業日の引き落としとなります。)

9. 利用の中止、変更、追加

- 1) キャンセル料はいたっておりません。利用予定日の前に、ご利用者の都合により、サービスの利用を中止又は変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合、利用予定日の前日までに申し出てください。
- 2) サービスの利用の変更・追加の申し出に対して事業所及び訪問看護師の稼働状況によりご利用者の希望する期間にサービスの提供が出来ない場合、他の利用可能期間又は日時をご利用者に提示して協議します。
- 3) 気象条件等により特別警報や警報が発令されている場合や、地震などの災害時は訪問を中止させて頂く事があります。

10. サービス実施時の留意事項

1) 定められた業務以外の禁止

訪問看護サービスの利用にあたり、ご利用者は本書面に記載されているサービス以外の業務を事業所に依頼することはできません。

2) 訪問看護サービスの実施に関する指示・命令

訪問看護サービスの実施に関する指示・命令はすべて事業所が行います。但し、事業所は訪問看護サービスの実施にあたってご利用者の事情・意向等に十分配慮するものとします。

3) 備品等の使用

訪問看護サービスの実施のために使用する水道・ガス・電気・電話代・介護用品・衛生管理用品等の費用はご利用者の負担となります。

4) 自動車でお伺い致しますので、駐車ができるスペースのご提供をお願い致します。駐車場確保が困難な場合は近隣の有料駐車場等を使用させていただきます。有料駐車場使用の場合は、料金のご負担をお願い致します。

11. サービス内容に関する苦情等相談窓口

当事業所お客様相談窓口	窓口責任者	管理者 栗本 美佳
	ご利用時間	9:00～17:00（平日）
	連絡先	電話 058-201-1928

※ その他、市町村の相談苦情窓口や国民健康保険団体連合会に相談することも出来ます。

- ・ 岐阜県地域福祉事務所（福祉課） 058-272-1930
- ・ 岐阜県国民健康保険団体連合会（介護保険苦情相談窓口） 058-275-9826
- ・ 各市町村介護保険
 - 岐南町 058-247-1341（保険年金課）
 - 岐阜市 058-214-2092（介護保険課）
 - 笠松町 058-388-7171（健康介護課）
 - 各務原市 058-383-2067（介護保険課 施設指導係）

12. 緊急時および事故発生時の対応方法

1) 緊急時および事故発生時においては、緊急対応のうえご利用者の主治医へ連絡し医師の指示に従います。また登録されている緊急連絡先に連絡いたします。

2) 当事業所の提供する訪問看護サービスにおいて事故が発生し、当事業所の責にその原因を認められる損害賠償については速やかに対応します。なお、当事業所は訪問看護事業者総合保障制度に加入しております。

13. 秘密の保持

当事業所が行う指定訪問看護において、業務上知り得たご利用者およびその家族の情報は固く秘密を保持します。従業員が退職後も在職中に知り得た秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じます。

14. 通常業務を実施する地域

ステーションが通常業務を行う地域は、岐阜市、羽島郡、各務原市とする。

15. 苦情処理

(1) 事業者は、指定訪問看護等の提供に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講じる。

(2) 事業者は、苦情を受け付けた場合には、その内容等を記録し、完結した日から5年間保存する。
また、苦情の内容を踏まえ、サービスの質の向上に努める。

(3) 事業者は、指定訪問看護等の提供に関し、市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は

助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。

- (4) 事業者は、提供した指定訪問看護等に係る利用者及びその家族からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。
- (5) 提供した指定訪問看護等に関する利用者及びその家族からの苦情に関して、市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努める。

16. 事故処理

- (1) ステーションは、サービス提供に際し、利用者に事故が発生した場合には、速やかに区市町村、介護支援専門員、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。
- (2) ステーションは、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録し、その完結の日から5年間保存する。
- (3) ステーションは、利用者に賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

17. 個人情報の保護

- (1) 事業所は、その業務上知り得た利用者等及びその家族の個人情報については、個人情報の保護に関する法律その他関係法令等を遵守し、適正に取り扱うものとする。
- (2) 職員は、その業務上知り得た利用者等及びその家族の秘密を保持するものとする。
- (3) 職員であった者に、業務上知り得た利用者等及びその家族の秘密を保持するため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、職員との雇用契約の内容とする。
- (4) 事業所は外部への情報提供等に対して、利用者等及びその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により利用者等及びその家族の同意を得るものとする。

18. 虐待防止に関する事項

- (1) 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講ずる。
- (2) 事業所における虐待の未然防止、虐待事案発生時の検証及び再発防止対策の検討を行う虐待防止委員会を設置し、定期的に委員会を開催するとともに、その検討結果について従業員に周知徹底を図る。
- (3) 身体拘束等の適正化のための指針を整備する。
- (4) 虐待の防止等のための責任者として虐待防止対応責任者を設置し、管理者をその任に当てる。
- (5) 事業所において、従業員に対し虐待防止のための研修を定期的実施する。

19. 身体拘束等の禁止

- (1) 事業所はサービスの提供にあたっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行わない。
- (2) 事業所は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録する。
- (3) 事業所は、身体拘束等の適正化を図る為、次に掲げる措置を講ずる。
- (4) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話措置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業員に周知を図る。
- (5) 身体拘束等の適正化のための指針を整備する。
- (6) 従業員に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。
- (7) 年間研修計画に基づく定期的な教育・研修の実施。
- (8) 新任者採用時は、新任者のための身体拘束等廃止・適正化研修を実施。
- (9) その他必要な教育・研修の実施。
- (10) 上記教育・研修の実施内容については記録を残す。

20. 衛生管理等

- (1) 事業所は、看護師等の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努めるものとする。
- (2) 事業所は、事業所において感染症が発生し、又は蔓延しないように、次に掲げる措置を講じるものとする。
- (3) 事業所における感染症の予防及び蔓延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね半年に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- (4) 事業所における感染症の予防および蔓延防止のための指針を整備する。
- (5) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防および蔓延防止のための研修および訓練を定期的実施する。

21. 職場におけるハラスメントの防止

事業所は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景として言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講ずる。

22. 業務継続計画の策定等

- (1) 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずる。
- (2) 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施する。
- (3) 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

23. その他運営についての留意事項

- (1) ステーションは、社会的使命を充分認識し、職員の資質向上を図るために次に掲げる研修の機会を設け、また、業務体制を整備するものとする。
 - A) 採用後3ヶ月以内の初任研修
 - B) 年1回の業務研修
- (2) 職員は、正当な理由がある場合を除き、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。退職後も同様とする。
- (3) ステーションは、利用者に対する指定訪問看護等の提供に関する諸記録を整備し、その完結の日から5年間保管しなければならない。
- (4) この規程に定める事項以外、運営に関する重要な事項は、株式会社クレピオと事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。